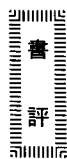


『千葉大学法学論集』 第四卷第二号（一九九〇年二月） 抜刷

〔書 評〕

草野靖 『中国近世の寄生地主制——田面慣行』

寺田 浩明



草野靖『中国近世の寄生地主制——田面慣行』

寺田 浩明

本書は、一九七〇年に「宋元時代の水利田開発と一田兩主慣行の萌芽」を発表して以来、十年余に亙る藤井宏氏との激しい論争の中、対象を明清民国期に広げつつ旧中国の田面慣行の全体について独自の見直しを進め、全く新たな田面像を順次提示されてきた著者が、数年間の空白の後、その長く困難に満ちた自己の作業過程を再点検し、過ぎたるを削り欠けたるを補い、一つの完結した体系として読者に再提示した一つの大きな体系的書物である。旧稿の全体は本書に含まれるが、単純な論文集成ではない。全体で千一百頁余り。目次大項目は以下の通りである。

はじめに

第一部 準備的考察——田面の物質的基盤と法的慣習的効

果

一 佃戸工本銭

二 押租

第二部 歴史的概観——田面慣行の形成・発展・転換

一 宋代における田面慣行の萌芽

二 元明時代における田面慣行の発展

三 明末清初期における底面関係の転換

四 清末民国初期における民法典の編纂と永佃条項

第三部 近代の農村調査報告に見える田面の虚像と実像

一 農村調査報告に描かれた田面の虚像

——権利の規範の関係としての底面関係の表現

二 農村調査報告に見える田面の実像

——その俗称の意味と物質的基盤

三 農村調査報告に見える田面の実像

——その社会的基盤

四 田面に照応する在城寄生地主層の収租体制

——租棧制

五 田面をともなわぬ寄生地主制

第四部 底面制衰退の形勢

- 一 地主家産の分割零細化と田面の収回取消
- 二 国制の近代化と底面制の衰退

おわりに

参考文献他

全体の頁配分は、第一部九八頁、第二部五六六頁、第三部三四〇頁、第四部八八頁。第一部で準備的に「田面」の基本的特質、それゆえ以後「田面」として考察する対象の範囲を画定し、その定義に基づき第二部・三部・四部で順次その歴史的展開・形成衰退を考察する、というのがとりあえず各部標題から読みとられる本書の全体構成である。

しかし他面、論証の依存関係という視角から見るときに本書の構成が持つ別の側面についても最初に触れておいた方が適当であろう。即ち先走りして言えば、(幾らかは上記目次からも知られるかも知れないが)本書においては、田面を「田主の権利を掣肘する佃戸の権利・耕作権」として描く史料(つまり少なからぬ明代清代史料と民国期の慣行調査報告の大半)は、氏独自の論拠に基づいて全て「虚像」、そもそも「有り得ないこと」を描くものとして殆ど全否定に近い扱いを受けている。別言すれば本書の田面に対

する歴史的評価は、以下に順次紹介する通り、それら史料に依拠して組み立てられてきた従前の諸説とはほぼ八十度異なるものであり、そしてそのことを主張することが言わば本書の目的の一つをなしている。

では氏は何を踏まえてそれを行なうのか。一つは、田面慣行を田面存立の社会経済的基礎付けに遡って・即ち特定の租田関係の一構成要素として考察するという氏の事実認識の方法を推し進めることよってであり(本書が、主に対象として扱う「田面制」の方を副題とし、量的には事態背景として説明されるに過ぎぬ「寄生地主制」の側をむしろ書名主題として掲げる背景・心意気もここにある)、一つは、それに基づき行なわれる宋元以来の「田面制」の展開過程に関する独自の歴史理解に基づいてである。その意味では第一部本質論も第二部歴史論も挙げて、第三部においては、民国期の慣行調査に代表されそして現在も学界に広く流布する「佃戸耕作権」「二重所有権」としての田面理解の「虚像」性の歴史の実証、それに替える草野氏独自の「実像」提示を行なうに至る前段階(一面では論拠形成でもあり一面では先触れでもある)として組み立てられていると言うことも出来る。

その結果、本書は一面では、草野氏独自の史眼から見た

宋代から民国期に至る「田面制」の「実像」（それは民国期諸史料の記述から直接・間接にイメージされるものとは大きく異なる）の全歴史の提示・「寄生地主制」の盛衰全史の歴史順の記述という性格を持つが、他面では、自らの社会理解・歴史認識によって、一方では史料上田面等とは呼ばれていない宋元期の諸事実をこれこそ「田面」であると読み込み、他方では田面を「田主の権利を掣肘する佃戸の権利・耕作権」として描く（主要には民国期、部分的には明清期）各時期の史料記述、即ち同時代人自身のする社会認識を順次理解の至らぬものとして覆し相対化し部分化するという意志的・目的的かつ論争的な作業、力技の記録でもあるという両面を持つ。そしてこの両側面が表裏し合い支え合い、またそうして出された結論が遡って全議論の前提を基礎付ける。本書は、良くも悪くも、そうした内部構造を持つ一つの体系的書物である。

まずは手順として内容を手短かに紹介しなければならぬ。しかし対象と本稿の紙幅の比率を考えれば、当然の事ながら全てを紹介することは出来ない。何を主張せんとしているのか、議論の目的に焦点を当てた紹介をすることにしよう。

さて以上の様な野心的な構想を持つ本書の最初において

読者に提示されるのは、意外にも次のような一種常識的な判断である。即ち中国近世の東南諸省において、地主と佃戸とが租田に就いて価格を分有し、その価格に見合う收穫を分取し、またその価格と收穫を分取する権利とが地主と佃戸とにおいてそれぞれ別個に交易され、田面田底等と呼び分けられる関係が見られた。そして従来の田面論においてはそうした田面を「土地の分割所有に裏付けられた強固な永佃権であり、地主の所有権に対抗する佃戸の権利であると認める」姿勢が共通して取られてきた。しかしこのような田面像は、「明末以後の中国史の現実に対して頗る整合性を欠く。田面の慣行は租田関係の場に存立するものである。租田制が無ければ田面の慣行も存続し得ない。租田関係は地主がその所有地を佃戸に賃貸して耕作させ、定額の佃租を徴収するものである。この関係において、地主は佃租の滞納を咎めて撤田を行なう権能を持たず、佃戸は反ってその耕作権の継続、譲渡、転貸収租（小租）に就いて全く地主の干渉を許さず、しかも租田制が永く存続するなどということは、有り得ないことである」。しかし租田制も田面制もともに存続した。「この事実に照らし考えれば、田面の慣行は租田関係に整合するものであり、これを支えるものであったと見なければならぬであろう」。

全てはここから始まり、かくして「田面の慣行は租田関係の場に成立するものであるから、田面を研究することは実は租田関係を研究することになる。田面は租田の中でも最も寄生的な関係を表現するものである。前者『中国の地主経済——分種制』では、中国式手作り（自耕）経営、分種制を論じた。本書では寄生的収租地主制、租田制を論じている。この二冊で中国の租・佃関係の成り立ちに対する私の見解を述べたつもりである」という基本的な研究視角に基づいて、一方で「果して、田面は如何なる租田関係を表現するものであったのであろうか」「底面関係の内部に立ち入ってその成り立ちを考察する」歴史への長い旅が始まり、また他方ではそうした通念を生み出した民国期の「実態調査報告なるものが、そもそも大いに問題なのである」とする立論が開始される（以上「はじめに」）。

まず第一部では、続く歴史的考察に先立ち「田面とは何か」という問題が、「この関係を成り立たせる物質的な基盤は何であったか」「その基盤によってどのような底・面の関係が構成されていたか」という方向から準備的に論じられる。

田面を「成立させる」事実・「物質的基盤」の第一としては、佃戸による「租田の開墾・改良・肥培熟成のための労

働資材の投下」が着目され、ついでその上に「佃戸が自ら労働資材を投じて租田の開墾・改良・肥培熟耕を行い地力を増進させたことにおいて田面が成立するのであれば、田面の権利として佃戸がまず取得するのは、租田の開墾・改良・肥培熟成のために投ぜられた彼の労働資材の対価すなわち佃戸工本銭の償還を求めめる権利である」といった（「既存の田面の属性記述・その帰納からではなく、むしろ工本投下の事実の側から論理的な演繹を始める」）特徴ある論法を重ねる中、順次「租田の余利の取得権」「田面の譲渡・転賃・典押」の権利が田面に帰属させられてゆく（そしてその過程は同時に、田面を「所有」と理解する同時代人記述を、「物質的基盤」からは直接に演繹されないものに目を取られた俗論として批判・排除する過程でもある）。

次に「押金は工本とは性格を異にするが、佃戸が租田に就いて価格を持つことにおいては、両者ともに変りはないそして押租田においても、この価格に基づいて、工本田と同じような主・佃の関係が展開されていた」という形で、「寄生地主制」の進展に伴い田主の収租の便宜のために押租制度が始められた事情、その押租投納から佃戸間での佃田譲渡へ進む過程が分析され「こうした押租田がまた田面と呼ばれていたこと」が正面から認定される（旧稿では基

本的に工本田のみが真正の「田面」であり押租田は「疑似田面」として扱われ、それ故、次に述べる工本田から押租田への移行も田面慣行の「衰退」として捉えられていたのと少しく異なる。

そしてその両者は「地主と佃戸」とが租田に就いて価格を分有し、その価格に見合う収穫を分取する点で、両者に変りはない」という形で一括され、そこに租田に就いて地主と佃戸とが（上記「物質的基礎」に基づき）価格を分有し、その価格に見合う収穫を分取し、そしてその価格と価格に見合う収穫を分取する権利が主・佃それぞれにおいて別個に交易される状態という、以後本書を貫く「地価分有」状態に着眼する田面の定性的定義がほぼ確定される。

その上で「佃戸が保有する価格の性格」「その価格をめぐる人間の社会関係」の違いに基づき、同じ田面内部における工本田と押租田との間の内部的区別と歴史的交代関係を言う議論が付け加えられる。即ち、両者はどちらも人口増加による耕作地の欠乏に対応してほぼ同時期に生起するが、工本田は、周辺地帯における新田の開発、しかも地主層による自由な農民の労働と資材とを用いて行なわれる特定の形の新田開発の中で生まれる。それらは地主より「増租奪佃を許さず」「客より客に頂す」との保証を得ていた。それ

に対して押租田は、旧田地帯における耕地の相対的欠乏の中で条件のよい租田を争い農民間で起る競租関係に対応して出現普及発達した。押租田においては田主が押金加増の権利を留保していた為に佃農の耕作安定は事実上のものに留まった。この両者の出会いは、工本関係が先行するところ、その後を追って次第に押租関係が広まり、両者が混合するという形をとったはずである。しかし「工本田は押租田と並んで永く存続することはできない。押租田の普及とともに一まずは工本田譲渡の円滑化が起るが、しかし実はそれは工本田の終末、工本関係から押租関係への転換を意味する」。「押租水準が上昇して工本銭額を凌ぎ、工本関係が押租関係の中に没し去ったとき、『不准増租奪佃』の契約条項を守る地主はいない。地主は直ちに現佃戸に押金の交付を求め、これを拒むときは改佃を行い、承佃者より押金を取って前佃に償い、その余金を金融商業会の有利な事業に投じるであろう」（以上第一部）。

続く第二部の五百六十余頁は、こうして田面を主佃間での地価と租利の分有、佃戸間での佃田交易の形式の存在一般と整理したことを踏まえて、「このような交易收取関係」の成立発展時期の確定とその背景状況の解明、工本田から押租田への歴史的転換の実証、及びそれが主佃をめぐる政

治・社会・経済関係に与えた影響と問題点、更にそれに対する歴代王朝官吏の対処法を時代順地域別に順次に論じて行く詳細長大な歴史叙述・史料分析に充てられる。勿論これ等の史料的議論は単純に要約することは殆ど不可能である。簡単に対象と論点だけを紹介する。

まず第一章、宋代については、北宋時代既に、官田出売の一般的禁止にも拘らず、官田佃戸間で金銭授受をともなう交代関係が国家公認のものとして存在したことが、その佃錢存立の根拠が佃戸工本錢・墾価に在ったことが、まさに上記で見た「このような交易収取関係」、地価と租利の分有状態、土地所有一般とは区別される形で佃戸が佃田に対して固有の得分を持ちその権利が譲渡可能とされるといふ特徴的なプラクティス、「新しい管業」、交易の形式すなわち新しい権利の規範」の形成出現過程として着目される。その制度的定着（資陪承佃法の成立）過程が宋代官田制度の全般の説明と共に詳細に追跡され、その制度実務の民国期までの推移が跡付けられる。つまり「耕作者が陪価を取って別人に承佃させることを許された租田、実はこれが田面である」。そして、こうした「底・面分立」の事態が宋代に進行した背景として、佃戸工本錢による租田の開発、農田典・売の普及交錯による地権概念の分化の二つの事象が分析さ

れる。こうして田面の宋代起源論が定礎される。

続く第二章においては元明時代の事象として、泰興県馬駝沙での佃戸交代事例（『南村輟耕録』「釈怨結姻」説話）、崇明島の買佃承佃制（康熙、乾隆『崇明県志』）、福建の「一田両主制」（『漳州府志』『南靖県志』『竜溪県志』『長樂県志』等）・江西山区の頂田慣行が取り上げられ、同時代史料或は後代史料を用いて、宋代に芽生えたという上記の「底面分立」の状況が、その後の元明時期も、佃戸開墾・押租徴取・田主間での「糧差代納関係」等を通じて着々と広まって行ったこと（また逆にそれら慣行の多くが宋代に起源を持つこと）が力を尽くして論じられる。

そして第三章では「明代末期から清代康熙乾隆期にかけて底面の関係は新たな展開を見せる。工本田は押租田に変わり、欠租の追催や田面の收回抵償、転頂の手続き等に就いて法例による規制が加えられ、福建の一田両主制は廃止された」という明清交代期における田面慣行内外での変化が、崇明島における買佃承佃制から過投・頂首制への転換、江蘇省における「江南徵租規條」の制定、福建省における糧産帰併策の展開と田皮田根の革除（『漳州府志』『平和県志』『漳浦県志』等）、『瑞金県志』に代表される明清交代期の江西山区の農民叛乱といった諸側面から論ぜられ（また同

時期の湖南・広南・華北方面の形勢についても分析がある）、それら全体を通じて「押租慣行の伸張とともに工本田の慣行が押租関係の枠組みに取り込まれ同化されていったこと」、「政府が税糧確保のために積極的に主佃の關係に介入し、碩佃の抗租覇田を抑え業主の佃租催徴を保障する法例を整えていること」という二つの時代の趨勢が同時進行的なものとして述べられる（里甲制解体・税糧制度の変化を田面慣行転換の要因として大きく論ずるのは田面論にとつても氏自身にとつても新しい論点である）。

そして最後に歴史論第四章として、以上の歴史的考察にも拘らず、清末民国初期においてなおも鞏固な佃戸の権利として田面を描く諸記述がしきりになされてきた点に触れ、それは「要するに、近代の法理を学び所有権の自由優越性を確立すべきことを知った報告者達が、田面の慣行を傍観してこれを近代社会に存在すべからざるものと認め、その弊害を強調し、しきりに非難を加えているのである。……こうして、粉飾の度が過ぎて、先にみたような田面の虚像が出来上がってしまったのである」という見通しを述べ、更に国民政府の民法物権編における永佃規定は田面の旧慣とは全く異質のものであることの確認を通じて「民法や土地法が施行されて後、旧い慣習にもとづく権利が、次第に

法律で許される枠内に収められ消滅させられて行く運命におかれた」として、民国期にピークを置く田面発達史像の批判が予め行なわれる。

そしていよいよ第三部「近代の農村調査報告に見る田面の虚像と実像」では、以上の「底面関係の成立」とその関係の歴史的推移の概観を踏まえて、「田面とは何であったか」「田面の慣行、底面分立の制は果して如何なる意義を担うものであったか」が論じられる。しかし「この問題を考えるに就いて有益な史料を提供するのは、やはり近代の農村調査報告である。しかしこれらの報告は、往々田面||永佃権説によって粉飾が施されている。だからこの問題の考察は、諸々の調査報告に施された粉飾を取り去る作業から始める必要がある」。

第一章「農村調査報告に描かれた田面の虚像——権利の規範の關係としての底面關係の表現」では、民国慣行調査の二つの問題点（工本押租に基づく特有の地価分有状態である伝統的な田面を無内容な「永佃権」概念の俗称とすることにより歴史的な文脈を見失っている。立法史料という目的に視野が限られていたため現実の地主と佃戸との社会経済的政治的諸關係が捨象されている）を挙げた後、それら調査が田面に帰属させてきた属性の個別的再検討が行

なわれる。田面を田主と並ぶ所有権として説明するのは、田面が「業主に対して納租の義務を負う」以上、「勿論誤りである」。業主が田面を回贖できないといった史料も、「実は業主に田面を回贖する意志が無く、回贖する必要もなかったことを指し、業主は佃戸による田面の交易に干渉するを得ずというのも、実は多くの場合において干渉が必要でなかった事態を指し、別に業主が田面権の掣肘を受けていたことを意味するものではない」。また業主が改佃・收回自耕出来ないという史料は信頼性が疑わしく必要と有れば田主は回収改佃が出来たはずである。どの位の欠租で奪佃するかは地主層の租田経営の方策の問題にすぎない。

そして、田面の権利性を言う議論に対してその社会的機能を対比・暴露するというこうした一連の論法を通して、最後に氏は「業主はただ収租の権をもつのみで、佃戸の田面処分干渉するを得ず、佃戸は任意に租田＝田面を売買・典押・転貸・譲渡・継承することを許され、たとえ田租を積欠するとも、業主は県司にその追催を請うだけで、退佃を求めることはできず、連年の欠租が田面の価格に達して始めて田面の收回を企てることができる」という慣行調査の描く田面像に対して、「業主は佃戸の意志如何にかかわりなく、面価を償って租田を收回できるし、佃戸に欠租

があれば直ちに面価を以て抵償させ、残価を返還し、別に新佃を募って耕作させることもできたが、業主の目的は収租に在り、この目的に支障のない限り改佃は避け、佃戸に田面をもたせて彼等が任意に転頂承佃させるに任せ、欠租があれば県署に請うていた」約めて言えばそれらはどれも地主が自分の都合に従って佃戸にやらせていただけであるという議論を対比し、従来の田面像は、「このような主佃関係の在りようを如何にも田面と田底との権利の關係であるかの如くに記した偽りの観察報告に基づく虚像」であると位置づける。そして以後の論述は、この後者の考への積極的実証に向けられる。

第二章「農村調査報告に見える田面の実像——その俗称の意味と物質的基盤」では、それに替える実像を求めて、「田面の俗称の意味、つまり田面の社会的な意識形態と、その物質的な基盤とを考察する」作業が行なわれ、「田脚」「糞繫脚など」「灰土・灰肥」「客荘・保荘・頂荘、客田、招田」「田面、小売、小租、小業、小苗、田皮など」の名称の由来が逐一検討され、「民国時代において、各地の慣習でいわゆる「田面」と認められていた租田が、その実態は前清乾隆期以来の伝統をもつ押租田で、若干の肥培工本の賄価をとともうものであったことが明らかになった」とされ

る。それ故、田面とは何であったかを追ひ求める議論は、第三章「農村調査報告に見える田面の実像——その社会的基盤」に至ると、「それでは一般に押租と呼ばれていたものと、その性格は押租ではあるが特に「田面」と呼ばれていたものとの違いは何処に在ったか。何故にこのような底面の分立が生じたのか。地主制にとって田面とは如何なる意味をもつものであつたか」という方向に絞られて行くことになる。

そこではまず両者の区別は「佃農相互間で自由に譲渡交易される押租田がいわゆる田面である」という形で付けられる。そして「それでは、何故に租田は佃農相互間において自由に譲渡交易されるようになったか」が自問され、その「直接の契機は、業主がこれを許したからである……租田の譲渡交易が主・佃間の議約に従つて為されるものであつたことが明白であろう」と答えられる。そこで次には、では田主は何故それを許すのかが問われ、改佃の便宜・押賃工本の賠償負担の後佃への転嫁が挙げられ、以下その田面交易が如何に田主の利害に叶う様に行なわれていたか（反田主的にそれを描く史料が如何に間違つてゐるか）が、田面譲渡手続の分析を通じて論じられる。つまり「租田の譲渡交易は、主・佃間の議約に従つて、つまり業主側の便

宜に従つて、佃戸に許されたもの」であり「転租・改佃等の管理が佃農自身の手に乗ねられた押租田がいわゆる田面であつた」、これが結論である。

それ故、社会的基礎を巡る議論も「それでは押租田は如何なる状況において、何故に、転租改佃⇨移転譲渡の『権』が佃農の手に委ねられるにいたつたのか。問題はこのように絞られてくる」ことになる。議論の方向は予想される通り次の様になる。田面は寄生的な在城収租地主の租田に集中的に見られた。地主は自己の干渉支配の及び得ざるところを補うべく佃戸に田面を持たせているのである。それでは田面は如何なる意味において不在地主の佃農支配を助けるものであつたか。まず農業に欠租はつきものである。その度に改佃をする手間は少なくない。「だから少々の欠租は容認できるように承佃のはじめに高額の面価⇨押金を徴取し、耕種困難の折りには佃農自身に転佃・転賃をさせるのである」。また「退佃・召佃の煩勞を免れるために業主から佃農へ出売した田面であれば、佃農の都合で随時業主に退佃をされては困る。これを許せば業主がまた退佃・召佃の煩勞をかかえ込むことになる。だから田面は、業主に回贖の意向がないといったものではなく、正しくは業主への退佃を許されないものであつた」。『業主へ直接退佃すること

を許されなければ、佃戸は……耕作を続けられないときは、自ら承佃者もしくは借耕者を求め、これに転頂・転貸するほかない。一方、新規に租田を求める農民も、直接業主から承佃することができないから、承佃もしくは借耕者を求める他の佃農を訪ねて承頂・借耕する外はない。こうして農民が田面を「売買」「典押」「転貸」する「権利」なるものが産まれたのである。

また他面では、田面は良佃を得るための方策でもあった。租期の長期化と佃戸投下の肥培工本への保証は佃戸の望むものでもある。しかもこの制度の下ではその工本の賠償負担を(田面の買主たる)後佃が(田面価支払いの形で)負ってくれるのである。「田面の慣行は寄生地主層にとってまことに好都合なものであったと言わねばならぬであろう」。つまり「底面分離の体制をもたらしたものは、実は業主側のこうした事情であった」。

かくして田面は「退佃者にその租田を別人に転退させること」によって還押・召佃等の租田管理の煩勞を免れ、また前佃が租田の肥培改良等に投じた労働資材の賠償も、承佃時に転嫁し、ただ収租のみを事と「せんとする業主層が自己の便宜のために作り上げた租田制度ということになる。そこで第四章「田面に照応する在城寄生地主層の収租体制

——租棧制」では、そうした地主像の典型を示すものとして江南浙江の租棧が「田面に最も適合的で、田面あつて始めて存立し得る最終段階の寄生地主制」として百頁に互つて分析される。その中で租棧制下における田面の意義として上記の田面観が次の様に要約されている。

「承佃制」(佃戸間での佃田譲渡を氏はこつも呼ぶ)は、租田管理の便法として在城地主層によって用いられ広められたものであった。在城大地主は今や煩勞となつた還押・召佃の手続を避けかつ租田関係の中断による損失を免れるためにむしろ「佃戸に承佃を許して業主への退佃を拒」んだのである。勿論「佃農に承佃を許せば、人による租田の管理は弛緩する。しかし人的管理の弛緩は物的管理の強化によつて補われていた。収租管理の弛緩は、佃戸より高額の押金を徴取し数年の佃租を先取りすることで補われた。佃戸の欠租は、この押金を扣除することで容易に抵償された。土田管理の弛緩は、前佃への肥培工本の賠償を後佃に委ねることで補われた。肥培工本の賠償は、承佃の際に、前佃と後佃とが耕土、田傍の林木、屋舎、水利施設等、租田の現状をつぶさに見て、賠償を議定して行なわれた。それ故、佃戸が田土や生産施設の管理を怠ることは、彼が嘗て承佃の際に前佃に償つた工本の賠償を退佃の際に後佃よ

り回収できないことを意味した。こうして肥培工本の賠償をともなつて佃戸から佃戸へと承佃され、在城大地主層の租田管理の業務を簡便にし、収租を保障し、租田の荒蕪を防ぐ田面なるものが形成されたのであった。つまり田面は専ら寄生地主が自らの租田経営の便宜のために創設し運用していた「収租体制そのものであった」。「押金の名で数年の佃租を先取りされ、召佃・転貸の業務を委ねられ、その後は業主が要求するままに佃租を支払わねば、欠租として否応なく押金より扣除され、業主の過酷な搾取より逃れたくとも、承佃者が現われないうりどうにもならず、押金が消滅して追放されるのを待つ外はない田面。……このようなものも、やはり何かの「権利」と呼ばねばならぬのであらうか」。

そして第三部の最後で、議論を寄生地主制に拡大したことを受けて、「しかし同様に寄生的な大土地所有が発達し且つ押租慣行も普及してその金額が頗る高い水準に昂騰しながら遂に田面承佃の慣行が発達しなかつた地域もあれば、田面承佃の普及地で、田面成立の契機となり得る新田の開発が行なわれながら遂に田面が成立しなかつた地域もあつた。田面承佃田が普及した地域とそうでない地域と、どのような違いがあつたのであらうか」、「租田関係が底・

面の分立に向うのと大押佃の形成に向うのと、その分岐点は何処にあつたか」として、浙江省南田畝界の租庄包佃制、湖北湖南の総佃制・佃制、四川省の大佃制が分析され、それとの対比で「底面分離地域の特徴として、(イ)独立小農民層の広汎な存在、(ロ)地狭人稠による経営規模及び耕作地段的零細化、(ハ)農民の家計を支える有力な副業収入の存在、(ニ)米穀の商品化、(ホ)族産制の発達を挙げることが出来る」ことの五点が挙げられている。

第四部「底面制衰退の形勢」は、以上で「底面制は大規模な寄生地主制に適合する租田の管理方式」であると形成のマクロな社会経済史的要因を確定したことを踏まえて、今度はそのマクロな衰退要因を「大規模な寄生的土地所有が崩れるときは共に消滅する運命にあつた」という形で再度述べることに費やされる。その崩壊過程の要因として一方では「均分相続制度」が挙げられ、「底面制は、個々の地主においては、この慣行が芽生えた宋元時代以来絶えず發生消滅を繰り返し、全体として、寄生的土地所有の規模が零細化するにつれて次第に衰退していった」と捉えられ、乾隆刑科題本、徽州地主崇芸堂の置産簿、江蘇省沿江沙田地帯・福建方面などの諸事例から、地主家産の分割零細化と田面の回収取消の傾向を読みとる。そして他方では「こ

の体制では、租額は固定され、地主はにわか増収を図ることはできなかった。また租田は佃戸に掌握されていたから、経済の発達に応じて土地利用を改善し利潤を追求することも許されなかった。また一つの田産に就いて地主と佃戸とがそれぞれに対価を持ち、地権が田底（収租権）と田面（耕作権）に分けられて別個に交易される状態は、所有権の不可侵性、自由性（所有物の使用・収益・処分自由）、優越性（小作権・借地権・借家権等の利用権に対する優越性、契約の自由）を求める近代資本主義社会の論理からすれば、到底容認できるものではなかった。こうした理由から、底面制は政治経済法制的近代化とともに衰えてゆく運命にあった」と国制的な変化が注目される。

そして最後に「おわりに」において、全体の議論が再度要約される。

さて以上が評者の辿り得た限りでの本書の概要である。そこで次には固有の「書評」、一個の書物としての本書の位置づけと評価をしなければならぬ。しかし評者としてはその前に、本書論述が持つ特有の「分割不能」な性格、別言すれば読者の部分的評価を拒む性格について一言述べておきたい。

というのも、冒頭に特徴付けた様な試みの性格に対応して、本書は史料筆者が事態を理解していない（それ故この記述は鵜呑みに出来ない）という判断を随所に含めながら議論を進める形を取る（なるほど立論の性格上そうせざるを得なからうし、またそれを指摘すること自体が本書の大きな目的の一つでもある）。しかもその史料批判の手法は、矛盾する記述を持つ同時代の諸史料を突き合わせそれ同士で甲乙を付けどちらかを採る、或は更にそうした異なった複数の記述を生む背後に共通してある構造的な一つの事実を確定するという（良く言えば「通常の」、悪く言えば時間的空間的に「ローカルな」史料批判の手法ではなく、その立論の「グローバルな」性格に対応して、個々の史料記述と対比されるのはここではむしろ宋代以来の全事実、その示す租田関係の「本質」、（そして事実一般・本質一般を示す史料などというものが無い以上、その事実・本質も草野氏のフィルターを通して抽出されたものであるしかなく、かくして結局）直接的には草野氏の「田面論」「租田論」（「田面の物質的根拠」論及び「寄生地主制」論、そもそも租田関係とはどの様なものであるかについての氏特有の理解）それ自体である。つまりあらゆる無い言い方をすれば、個々に区切って見る限り、個別作業は基本的には自己の理論と

照らして史料記述の不自然性、「嘘や誇張」を「それは有り得ぬ事である」と批判するという形式をとって進められ、そして逆に、そうした個別部分の集積の上に、氏の「田面論」が組み立てられ基礎付けられている、という構造を本書は取っている。

そこで評者は少し困ってしまう。まずこうした立論の個別部分に対して、「でも史料がこう言っているではないか」という形の批評をすることはどう考えても生産的でないことは明らかである（何より氏はその史料記述が誤っていると言っているのである。きりが無い）。しかもここで問われ、かつ氏が争っているのは、皆に共通に見えている景色の整理・理解の仕方のレベルの問題ではなく、むしろ物を見る「眼」自体の質の問題である（そしてその「眼」が変われば「眼から鱗が落ちて」、草野氏同様、自ずから史料の真贋が見えて来るのであろう）。前の「眼」のまま「こう見える」といっても話はいかみ合わない。眼の全体を議論の対象とする他ない。

しかし他面、その「眼」の評価をどうやってするかと言うときに、著者ならぬ読者が頼りとするものが、それに依って個別史料が（当面は同時代史料との関連という「ローカル」なレベルで）どの位良く「読める」ようになるかとい

う視点であること、又それしかないことも明らかである。しかし本書は、基本的にそうした要求に応える中範囲のレンジでの、それ自体独立完結した論証構造を欠いている。

例えば何を「田面」と考えるかを述べる序論部分・即ち独自の「眼」の基礎付けをする部分に既に特有の仮説が入っている（後述）。そして逆にその田面定義にまさに適合する歴史事実として歴史叙述の冒頭に置かれる宋代官田慣行は、困ったことに史料上「田面」とは呼ばれていない。それ故、氏の田面論はそれにびったり対応する固有の場を持つ訳ではなく、むしろ（好意的に言うならば）本書の全体が一体となつてその真实性を支える構造を取っている。その結果、草野氏固有の「本質論」があつてこの史料理解があり、その固有の史料理解があつて草野氏の「本質論」が成り立つという相互依存の環が終始断ち切れぬままに存続する。つまり、今度は逆に意地の悪い言い方をすれば、こうした手法を取ることにより本書は、部分的理解の積み重ねの中で一步一步進む「納得」を読者に求める書物というより、寧ろワンセットの（唐突だが成程完結した）世界理解の方法を一方的に示して読者に「回心」を迫る書物という性格を強くしているのである。

そしてここまで来ると、何らかの共通の場をはさんで著

者と読者（評者）との間で実りある「対話」をするということとはとても難しい。共通の基盤として置くべき手がかり足がかりが殆ど無く、また何より議論を詰めて行く端的な決め手というものが存在しない。そしてそうした通信回路杜絶の事情は、氏においても同様と見え、本書注記の中に時に見える他論者への「批判」「反批判」は殆ど返答というものに期待していない（それら注記は、批判者が草野氏所説の史料的・論理的難点として挙げた諸論点には何等答えないままにただ高踏的・時にかなり高圧的に自説を述べるもの、そしてまたその用途に役立つ限りにおいて他説に論及を行なうものという性格が強く、他論者が難点として挙示する史料・事実を再度丁寧に処理し直し、或は具体的な反批判を行ない或は自説にそれを組入れ直し、それを通じて相互に議論を高めるといふ姿勢は殆ど見られない）。氏は恐らく他の論者に「絶望」しておられるのであろう。そうした書物をどの様に書評すればよいのだろうか。

そこで評者としては熟慮の上、ここでは個別的論点・史料の議論の細部に立ち入ることは一切断念し、むしろ本書を一塊のものとして外側からざっくりと見た場合に気付く本書の全体的特色二つ（考察対象の網羅性、及び考察方法・議論の構造の特異性・その功績と問題点）について拙い感

想を述べ、また出来るならば別の選択肢を示し、そのことを通じて本書の「貌」、本書が行なってきた「選択」の実質を明らかにすることで書評の責を塞ぐことにしようと思う。ただそうしたものの故、（評価も批判も）著者の意図とは幾分ずれたところから発する議論とならざるを得ない。こればかりは、そういうものとして著者には御諒解頂く他はない。

まず全体を通読した上で気がつく本書の第一の特色はその網羅性である。即ち、物言いがなされる口調・事態に対する草野氏特有の歴史的評価・位置づけにはなく、ここで対象とされている事実・それを巡ってなされた具体的作業の実質について評者なりにまとめてみるならば、本書は、宋代以来広く中国に見られる「租佃関係を巡り土地所有者とは別に土地耕作者までもが、佃田売価と（通例他地の租佃関係においては田主固有の取り分とされる）佃田収益部分との両者について金銭換算される一定の持ち分を独自に処分可能な形式で持つという状態」（草野氏の用語法に従えば主佃が「地価を分有する」状態）一般について、その歴史的な起源・個別的な成立の由来、そしてその全中国における歴史的分布と盛衰の状況を、史料を網羅的に博搜しそれらに逐一検討を加えつつ詳細に記述し、その上でそれら形態が地主小作関係に対して持った客観的・社会的機能と

最終的な歴史的役割について、独自の評価・位置づけを行なったものである、とまとめることが出来ると思う。

そして、それらを一つの連続する事態・一つの現象として切り取るのが歴史認識として有意であるか（更にそれらに一括して「田面」というラベルを貼るのが適当であるか）は別として、最小限、その視角で拾い集め得る諸事実が中国近世に多数見られたこと、そしてそれらが各所で中国土地法特有の興味深い諸現象を引き起こしていることは否定できぬ事実であり、それについてこれだけ多方面に互る考察がなされたことは、それとして意義深いものであろう。

例えば、草野氏田面論に特有の、宋代の官田の耕作者が彼等同士の間で金銭授受を伴う交代関係を持っていた、それが公認の制度となっていたという事実（上記の切り取り方を志せば成程この事例もその一つに数えられる）について、そうした官憲のプラクティスがどの様に形成されてきたかを史料的にトレースし、そうした官民のプラクティスが作られるに至った社会経済的背景（耕作者による開墾工本の投下と、その評価・処遇に関する社会的合意の形成過程）を考察する作業は、田面論を離れても貴重なことになりはしない。結果としてあるのは民地の所有売買と同じようなものではないか（位置づけとしては評者もそう思う）。

後述）と言っても、実はその民田のプラクティス、民地体制の成立の過程自体がそれほど細部に互つてまで十分に解明済みというものでない以上、その作業の意味自体は否定できないであろう。個別局面についてのこうした作業の積み重ねの上に初めて宋代以来の私的土壌所有関係の特質の全体像が明らかになる。草野氏論著が終始持つこうした側面への評価を評者は忘れる事が出来ない。

そして更に言えば、こうした一種網羅的な議論、全中国史を見渡し特定土地慣行を巡る全歴史過程をそれ自体として徹底して扱い尽くす、そしてその上でそれらをより更に広い普遍的な枠組み（ここでは「租田関係」全般）の中で相対的・量的に位置づける、また逆にそうした作業を通じて大きな枠組みの側を独自に（理想的には歴史事実にも依拠させる形で）位置づけ直すという作業スタイルは、考えてみればこれまで研究史上十分に取られてこなかった手法である。

例えば、従来の田面田底慣行を巡る議論のスタイルを見てみると、どちらかと言えばそれらは田面を何かの「徴憑」として（専ら「質的」に）論ずるといふ仕方に重きを置いてきたと言えると思う。田面を佃戸の「耕作権の確立」の方向から見る人々にとっては、田面田底慣行の存在は自明

にそうした歴史的趨勢の「波頭」であり、それが部分的にあちらこちらで見え隠れする、それを辿って耕作権確立状況の趨勢・全体像をイメージするというのが個別史料を読むときの暗黙の了解であつただろう。また評者自身を振り返つても、関心の中心にあるのは中国土地法の論理構造であり、その特性が極限的に現われた一事態として田面田底慣行は取り上げられる。それが何処かに現われても大して驚かない反面、それが或る所に見えなくても大してショックは受けない。それに対して草野氏は、租佃関係の全体の中で如何なる時に地価分有の形態が現われるか、またそれが中国近世特有の租佃関係の歴史に対して持つた客観的な位置・意義は約めて言えば何になるのか、その歴史的経緯の全体について自分なりに全責任を負つた議論を展開しようとして試みられた。考えるだに気の遠くなる作業である。

しかし草野氏は、この大冊を通じて、とにかくその作業を一通り最後までやり通された。大変なことだと言わざるを得ない。これが評者が本書に接して持つ偽らざる感想である。

本書を通読して印象に残る第二の点は、言うまでもなく氏の「議論の構造」それ自体の特異性である。本書と従来

異以上に（或は以前に）、議論の対象・議論の仕方（何をどの様に明らかにせんとするのか、別言すれば、何がどうなれば、ものが「明らかにした」と考えるのか）が大きく異なる。そしてその端的な現れとして、何を田面として論ずるのかという定義レベルでの食い違いがある。

即ち、草野氏の旧稿以来の「田面」定義の諸作業を振り返つてみると、そこで目指されていたことが、決して「田面」等の名を持つ諸史料からその属性を単純に帰納することではなかつた、ということには注目に値する。そこで終始目指されていたことは、むしろ田面という現象をどうやって歴史と社会の中に「基礎付ける」かという意識である。その検討を通じて行き着いたものが氏の場合、佃戸開墾・押租投納という歴史的社会的事実（「物質的基礎」）であつた訳であり、その結果、田面田底慣行は認識的・論理的にその事実に基づきせられ、かつその事実によりのみ基礎付けられるものとなる。即ち田面慣行は社会経済史的要因により歴史的に主佃関係の中に順次現われる佃戸開墾・押租授受という事実、及びそこから派生する展開に基づき成立し、それ故田面の権利としての内容と存立基盤も上記事実に基づき発生する対田主との関係（約めて言えば債権的對抗関係）に基礎を置く、というワンセットの論理構造がそ

れである。氏の場合、「定義」という作業はそこまで進み、またそこまで行って初めて止む。そしてその後は、この構造があることそれが田面が在るということである、と視野が逆転する。

そして本書で示されている見解も、草野氏のそうした方向での考察を更に突き詰めたものである。当初から見られる佃戸開墾・押租投納、そこから展開する佃戸間での佃田授受を巡る論理展開は、本書では更にそれらを必要とする租田関係のあり方全体、即ち（氏の「分種制」と並び中国近世の地主佃戸関係を二分するものとして定式化された）「寄生地主制」というより大きな歴史的社会的枠組みの中に定位される。そしてそこに行き着くことにより、田面慣行自体の位置づけはむしろ相対化の道を歩む。歴史的主題は、そうした状況に適合した（客観的基礎・社会経済史的必然性を持つ）幾つかの形の地主佃戸関係、租佃関係編成の側にこそあり、田面制はその特定の租佃関係の一表現に過ぎず、その適合性ゆえに生成し、またそれに適合する限りで存続した。しかもそこでは田面を佃戸に与えることが田主の租田経営に適合的であった、それ故田主はわざとそうやらせていたのだ、という形で歴史過程進行の動力の理解までもが寄生地主制の側に一方的に置かれるに至る（そ

れに伴いかつて旧稿にあった、工本田と押租田を質的に峻別し、後者を疑似田面としてマイナス評価しつつも、前者についてはこれを真正の田面として、周囲の研究者同様に「耕作権の確立」的に評価するという姿勢も最終的に放棄された。成程そこまで進めば、そんなものが田主に対抗する佃戸の所有権であるはずが無い、という結論が出るのは最早論理的に必定である。

さてそこで立ち止まって考えてみよう。こうした「議論の仕方・仕組み」は全体として見たとき、どの様な特性（功績と問題点）を持つのであろうか。

まず従前の学説状況との関連から考え直してみよう。戦後日本・中国の社会経済史学界における田面田底慣行への関心の向け方の主軸が、基本的にはそれを通じて中国における「直接耕作者の耕作権の確立」「佃戸の身分上昇」過程を見て取ろうという所にあったことは否定し難い事実であろう。そこでは佃戸というものが自明に（農奴に比定される）一つの所与の社会階層として捉えられ、その階層の歴史的命运が主題とされ、田面慣行はそうした佃戸階層の耕作権一般の歴史的確立の指標として（また論者によっては、その限りで）注目され理解されてきた。

ただ反面、目を転じて田面田底慣行それ自体を主題と選

ぶとき、こうした見方でのみ全体把握を進めることが苦しいことも自明である。税糧回避を目的とし業主権から税糧負担部分のみをくり出しそれを一主とする一田両主の事例（これも形式的には田面慣行である）が旨く位置づけられないことは勿論として、狭く租佃関係の局面で見られる田面田底の分立慣行に限っても、それを佃戸一般の階層的上昇、「農奴身分」とその総体的解放のイメージで理解し尽くすことは素より難しく（全員が田面主に成るわけではなくという当然の事実、また田面主がたちまち第二の収租地主と化する展開の存在）、況やそれらの確立過程を佃戸の地主に対する人民闘争一般に全面的に集約することは殆ど不可能である。即ちそれら田面は、具体的に見れば多くの場合（単純に力すくで奪い取ったものではなく）佃戸が開墾作業を負担した、佃戸が承佃時に押租を田面に支払ったといった特定の平静な経済行為に何らかの淵源を持つことが多く、又形成後も多くは安定した租佃関係の一形態・一部分を形作っている。つまりそれらは言ってみれば多く有償で取得されるのであり、またその限りでありふれた社会的な「権利」の側面、特定状況下で個別佃戸の持つ一つの財産形式としての性格をも持つのである。漫然と「農奴」が地主から「奪い取った」「耕作権」なのだと考えていたとき

には見過ごされて来た論点が、ここでは否応なく解くべき問いとして正面に立ち上がる。第一に、それでは個別の田面、そして一地域の田面慣行は、どの様な租佃関係の中、どの様な経緯を経て生成するのか（固有の歴史的社会的背景と展開力学の解明）、また第二にその関係はどの様にして社会的に確保・保障されるのか（それは何に基づくどの様な種類の「権利」なのか）。

こうした従前の問題状況を踏まえた上で見れば、草野氏の議論の持つ学説史的な位置とその持つ積極的な意味はとりあえず明快である。即ち（氏自身にどの様に意識されていたかは別問題なのだが）草野氏の旧稿以来の立論が少なくともこうした問題状況に正面から応えるものであることは確かである。即ち繰り返し述べ、そこでの説明方法は、田面田底慣行は徹底して佃戸開墾・押租投納という「物質的基礎」に帰着させられ、一定の社会経済史的要因により主佃関係の中に佃戸が上記行為をする状況が順次生起し、田面慣行はその上記事実、及びそれに派生する展開に基づき生成・存立・衰退し（経済的存立基礎の説明）、それ故田面の権利としての内容と存立基盤も上記事実に基づき発生する対田主での債権的對抗関係に基礎を置く（法的存立基礎の説明）というものであった。確かにここでは上記の二つ

の間にそれぞれ何らかの解決が与えられている（しかもここでは特徴的なことに、「物質的基礎」という一つの議論によつてその二つが一举にまとめて解決を与えられている）。そのやり方・結論の可否は別として、こうした形で氏はともかくも「問い」（学説史展開の中に客観的に実在する難点）に答えたのであり、更に正確に言えば、氏はその特定の形を取った回答の提示という形を通じて、従来の学説史が抱える問題の存在自体を（恐らく学説史上明快な形では初めて）皆の前に明らかにしたのである。評価しない訳には行かない。

そしてその「突破」に際して取られた手法も新鮮なものであった。即ち氏の方法は、広く言うならば、租佃関係というものを判りきつたもの、所詮地主が直接耕作者を搾取する仕組みだとして見て済ますことを排し、物的には労働力と土地資材、人的には個別的な利害を持つ二つの当事者が、中国近世という一定の歴史社会の中で現実に取り得た特定の組合せのあり方・パターンとして具体的構成的に組立て直そうとする、それを通じて租佃関係の内的構造、その成立と推移に関するより詳細な動的・構造的把握への道を開こうとする所に特徴があると言えよう。田面理解を巡る「物質的基礎」論で示された、田面慣行の出現経緯、更

には佃戸権利の存立根拠を、現実の租佃関係の内部構成の中に具体的に基礎付けるといふ試みも、言わばこの方法の一環であり、またその成果の一つでもある。その意味で草野氏の原著と本書は、基本的にはそうした視角からする旧中国租佃関係全体の構造の解明・論理的再構成の一つの大規模な試みの決算書として位置づけることが出来ると思う。

即ちこうして見る限り、田面を巡る議論は草野氏によつて飛躍的に構造的になった、ということとは反対者も認めざるを得ない事実であるように思える。しかし他面そうした全体的に評価的な視点で草野説の出発点を認めることと、その結論を認めることの間には大きな距離があることも事実なのである。一旦草野氏の立論のフィールドに入った場合で考えてみても、上記結論までの道のりは決して一本道ではない。言うまでもなく氏の議論はそうした構造的立論一般ではなく、その特定の形に過ぎない。では氏の議論・論理構成はそうしたものとしてみたときどの様な「性格」を持つのか、それはどの様な「選択」の帰結なのか、それが次の問題である。ここでは専ら法的側面から見た場合の幾つかの特徴・問題点の指摘を試みることにしよう。事の性格上「何が欠如している」といった論調になるがこれもまたやむを得ない。

まず氏の議論の問題点として第一に挙げられるのは、それが「田面は所有権ではない」ということを当面の主張目標とする論述でありながら、不思議に議論の中では「所有権」それ自体が正面から論じられかつ問い直されることが少ない（そしてそれで良いような仕組みになっている）という事実である。

即ち前述の通り、氏は田面の基礎付けとして次の様な議論を組み立てられる。田主の土地に工本を投下した故に佃戸は田主から工本の償還を受ける権利を持ち、また償還されるまでの間、某々の権利を持つ。佃戸は田主に押租を支払ったからそれに見合う某々の権利を持つ。しかしそれは裏から言うならば、そこでの視野は終始個別主佃の内部関係に向けられ、しかも議論は常に田主所有権を基点にそこからの距離を測りそこから何かを演繹する形で、即ち別言すれば対田主対抗力的な形式で進められているということでもある。しかし田底所有と並ぶ田面所有という史料記述の背景にある情景は、主佃の二項関係ではなく、それらを共に所有として遇する「社会」であり、その社会が両者を「所有」と見ているという話なのではないか。そこで話がまず一つずれている。しかも視野を個別主佃の二項対立の中に局限してゆく限り、そこから出て来る結論の幅は実は

最初から限定されたものである。一田一主状態を自明の基点とする限り、そこでは「正当な」基礎付けは、狭く田主に対して個別的短期的明示的に弁証し得るものの中に求めて行く他ないのだから、佃戸既投下の押租工本等に着目した地主への債権的対抗という論理構成が言わば最高限度を成す。氏が論理的にこれ以上のものが出て来るはずはない、と言つてもそれは当然で、それは自分で立てた議論の枠組みの所産である。その意味ではこの議論は、最初からそこにあるものを所有権ではないと認めた上で、そしてそれ故に所有権についての固有の論理構成を欠いたまま、また「所有」の成り立つ平面・およそ新規の権利成立を論ずる場合の正当なフィールドである「社会」を離れて、田面の権利の基礎付けを狭く主佃の二項関係の内部に求めて行く中から出てきた、またそこで初めて出て来る一種の論理的構成物である。しかし他面一旦こうした形で債権的対抗の理論を作つてしまえば、（説明能力の高い仮説ゆえ）田面を現実的に「所有」として論ずる史料が現われても何とか凌ぐことも不可能ではなく、そして氏は事実様々な困難を乗り越えてそれを凌ぐことの方に全論理努力を向けられ、かなりの成功を収められた。そこから田面史料自体に促され当時の「所有権」観念を反省するという契機も失われる。そして

更に面倒なことに、そこでは田面の基礎付けを専ら田主所有権からの位置関係で論理構成して行くことを通じて、却って田主側の「所有権」自体までもが全ての議論の「法的基点」として不問に付される構造が既に出来上がっており、また本書ではそこに「寄生地主制」がともかく現実に残続したという議論、また田面田底は別個の社会層の中でそれぞれ取り引きされたという議論が加わることにより、田主「所有」とその下での主佃の枠組み（両者の絶対的階層的非混交）は、田面田底慣行を論ずる際の自明の社会経済的前提として強化されて行く。田主側の「所有権」の基礎付けが社会的に問われることもここで無くなるのである。

つまり氏の田面は所有権ではないという議論は、少なくとも読者に見える限りの範囲で言えば、当時の社会において「所有権」（業主権、或は「主」とされるものの特性はこの様なものである（そして田面はそれには当たらない）という点に関する独自の検討の後に捨てられているのではどうやらない（氏が田面が所有権ではないという時に挙げられる僅かな明示的な論拠として、田面所有売買の対象は「種田の権利」にすぎず業主に対して納租の義務を負うのであるから当然所有権とは言えないといった言説があるが、し

かし勿論それでは何を言ったことにもならない。所有権論者の誰もがその事実には同意しており、その上で、何故に租負担を負う耕作権に過ぎぬものを当時の民衆は「主」、所有と位置づけたのか？そこでは逆に問題とされているのだから。むしろ氏の議論の構成においては、田面が所有権であるなどと言うことは最初から本質的に有り得ぬ事と頭から否定され、むしろ立論努力はその上でそれら「民間の俗論」「倒錯した意識」をどうやって「本質」の側から説明するか？の側に終始向けられている。そしてそうした議論の正当性自体は、その否定の作業を最後までやり通すことの中に求められている（これでは網羅的にならざるを得ない）。こうした議論の構造に気がつく。

それゆえ氏の、しばしば論理の必然（それ以外の事態の实在は論理的に「有り得ない」という形で進められる論理展開は、良くも悪くも、この様な田主「所有権」の自明視・前提視という特定の基点から出発したという影を終始負っている。振り返ってみれば、氏の田面論に最初からある「田面」「定義の押租一般・工本一般への拡大拡散傾向（移行過程を論じている内にそれら一般租佃慣行と田面との概念的・理念的区別までもが消滅してしまう傾向）、また本書において結局現われる工本田・押租田両者の田面概念内部

への統合傾向（その結果残る「地価分有」という経済的とも法的ともつかぬ曖昧な記述的表現）、更には田面慣行の生成存立を終局的に田主側の便宜に従属させる立論も、田主業主権を全ての演繹的論理構成の基点とし田面の位置づけを常にそれとの関係からのみ考察するというこの立論の構造と表裏するものである。その強さも弱さも皆そこに基礎を置く。そして田面の宋代起源を巡る議論が人々にうまく受容されない原因も、一面ではこの独自の所有権構造論の欠如に関連する。

即ち、田面の歴史を論ずるに際し、氏は官田（国家所有地）の佃戸耕作者を巡る工本償還慣行を材料に、とにかく宋代から土地所有者（ここではそれは国家と言うことになろう）以外の耕作者が所有者と並んで「地価を分有する」パターンはあった、それが田面慣行の起源である、という種類の議論をされる。「同じこと」が宋代官田で既に見られるのではないか、どうしてそれが見えないのか、というのが氏の苛立ちなのであろう。しかし他面、当時に一般的な民地の所有権・業主権まで含めてパターンを再構成して行くならば、当時の人民一般の持つ業主権、つまり民地所有権も実は、对国家での「負担付きの土地耕作経営の正当性が代価を伴い耕作者間で引き継がれ、かつ基本的には前主か

らのその引き継ぎの事実（来歴）で根拠付けられて行く」というパターンに他ならない、ということが改めて気付かれないを得ない。その意味で、そうした論理構造は中国近世の土地法、特に「所有」を巡る法理に却ってありふれたものであり、別に田面に固有の・田面あって初めて歴史に登場した論理構成では少しもない。それが宋代にあるのは不思議はなく、それゆえ宋代官田の論理の中に同じ構造を見つけたからと言って、所有権論を踏まえる限り、それを無条件に田面とし田面前史を遡らせる訳にも行かないのである（いや租田関係・地主佃戸関係内に在るから自分は着目するのだという反論に対しては、民田の納糧相手も官田の納租相手も同じ国家だ、民地租佃関係と官田租佃関係の異なる具体的未説明という批判が可能である）。明清の田面田底慣行においては、これとは異なりその相手側たる田主もが（国家ならぬ）普通の人民的な土地所有者・当時通常の「所有権」であり、田主側もその関係の中で出来上がった権利・「田底」を（田面主と並んで）売買していた、つまり田面慣行の形成は民地所有権概念の確立の後で再度民間で行なわれた新規権利範疇の形成過程であったという文脈も忘れてはならないだろう。結論がどう転ぶにせよ議論が整理されるためには、民地所有権の論理構成についての草

野氏独自の構造的な理解を対置することが早道なのである。さて次に草野氏の議論の第二の問題点として気が付く点は、田面慣行は租佃関係のあり方と関係付けてその場の中で論じなければならぬ(法制史家はそれが出来ないから困る)という氏の方法態度と関連する問題である。というのもむしろ評者の方は逆に以前から、氏が「権利の基礎付け」という立論をするときの「場」が随分抽象的であるという印象を受けていたからである。何かここに理解の「ねじれ」がある。

典型的な一点を取って考えてみよう。田面を巡る紛争を述べる史料に多く出て来る局面として、欠租等の事情により田主が奪佃・換佃を求めたとき、意外にも佃戸は当該耕地を巡り持つ自ら固有の権利を主張し諸々の要求を行なつて佃田に居座り(要求内容としては永遠耕作から金銭補償要求まで色々有る)、田主或は田主に指名されてやって来た次佃と争論になる(紛争態様としてはそこで殺人事件になつてしまふというものから、一旦退佃の後、夜陰に乗じて執拗に次佃農事を妨害するという手までこれも色々ある)というケースがある。田面慣行が形成過程にある場合には、殆ど必ずこの局面で紛争が起り(というよりそれをして初めて田主が事態に気が付き)、そこで「権利」の実質

が試される。その意味で、これは田面を巡つて田主或は次佃と紛争が起る時の祖型である。そして多くの史料は、成程それらの佃戸主張の根拠・由縁としてかつて佃戸により為された押租投納や佃戸開墾の事実を挙げる。ところが、既に評者別稿で論じた様に、史料によつては、そうした明示的な事実・由来を挙げずにただ「相沿相習」してとしか述べない例というものが存在する。そうした事例・史料をどう扱うかは田面論の一つの分かれ目である。そして本書においては、それらの原因非明示的な事例は徹底して無視されるか、或は「これは当然押租があつた筈だ」「工本を投下したに違いない」という形で極力開墾や押租に淵源させて処理をする仕方が選ばれている。つまり氏の議論ではこうした曖昧な展開事例はそれ自体として正面から理解されることはなく、それ固有の位置づけを持つこともない。しかしそれは素直な史料理解か。

即ち別言するならば、「権利の根拠付け」「地主佃戸関係の場」をしきりに強調する氏が実際に行なう議論は却つて、こうした現実の地主佃戸関係、その中での実際の権利主張局面・退佃に際して佃戸耕作者が現実にとるビヘイビア、その権利主張の内容・態様、そこで生ずる様々な難点と紛争の内容と性格、そうしたものを正面から検討しそこから

議論を出発させる形では意外にも組み立てられていない。本書の議論の順逆を見て行く限り、氏が実際の立論において基点に置いているのは、むしろ氏の「物質的根拠」論の側であり、これ等の事態・史料は却つてそうした理論によつて枠をはめられ、かつ時に枠に入り切らない場合は「誤つた記述」として断罪されるべき対象として位置づけられている。そして成程、氏の立論ではおよそ佃戸の「権利」というものは何にせよ対田主での債権的請求権により基礎付けられる（それ以外にはどうやっても基礎付けられない）ものである以上、目的は（これは工本に違いない、押租に違いないと言つて）眼前の個別事態を何とかそこに結びつける（良く言えば、権利の物質的根拠に「遡つて」理解することとなる他なく、逆に言えば、それさえ行なえば事態は基礎付けられ、問題は本質レベルで説明済み・「もう分かったこと」になる。後は現場で佃戸が何を言おうが何をしようが、またそれに着目するどんな史料記述が書かれようが、むしろそれらは逆に通俗的な理解として位置づけられ処理されるべき対象になる。知力は専らそういう仕方を使われる。

しかしそもそも当時において佃戸の「権利」はそういう仕方方で生成存立していたものなのだろうか。現実の「権利

主張局面」において生起している事態に沿つて顛末を見て行くと、むしろ事態は別の様相を見せる。

即ち、上記事態を、どういう局面で何が起つてどう進行しているのかという視角で見ると、全体として有るのは、佃戸経営の自立自律経営化の下、或は肥培或は租額固定下での小作料相場の変動を通じて、現に営む当該個別佃戸経営が対世間的に比較的有利な実質を持つケースにおいて、何らかの事情で退佃を迫られた佃戸が、何とかして彼が現に享有する固有の利益を自己の手中に取り込まんとする動きである。そしてその確保方法としては、一方で退佃換佃に応じながら他方で田主又は後佃からその現実利益に見合う金銭補償を求めるという仕方もあれば、そもそも退佃に応じないという仕方もあろう。またその主張方法としては、自分が開墾肥培した（だからその増益分を補償せよ、或はその現実投下額を補償せよ）・古くからの佃戸だ（だから配慮せよ）・とにかく自分も承佃時に前佃にそうした金銭を支払った（だからお前も自分に対してそうせよ、或は最低限自分が前佃に支払った額を補え）等々、各々の時点で当該事態に適合し、かつ周りで事態を見守る人々に通りの良い論拠が挙げられよう。そしてそれらの試みは時に成功し時に失敗する。

その意味でそうした歴史現象の出発点にあるのはむしろ単純な現実的利益（佃戸経営を巡る差額利益が当面当該佃戸に帰属享有されているという事実それ自体）と云うべく、その確保行為として権利主張局面があり、その援用事実と利益帰属との連関の社会的安定受容の状態として「権利」がある、と考える方が事態の順序に沿っている。勿論、その初発の事実の存在自体は社会経済の関数ではあろう。最低限佃戸の行なう土地経営が自立的自律的なものであることは必要であり、また実際に開墾肥培をしていけば紛争の標的・利益主張の動機たるその佃戸経営特有の現実利益も確実に発生する。そして当該紛争局面に先行して（或は開墾に淵源する、或は押租に淵源する、或は単純な事実としての）佃戸間での有償交代・有償立退き関係があれば、既成事実を積み重ねる中、更に幾つかの論拠を付け加え易いであろう。開墾や押租を巡ってこうした事態が生起し易いことは否定すべくもない。しかし権利の存否はその事実自体に単純に対応するのではなく（なお本書では草野氏も「佃戸開墾で田面が発生しないケース」を想定するが、それは氏の法的議論に旨く組み込まれていない）、そこで行なわれる権利主張とその受容に依存するのであり、勝敗は対世的に決まるものである。田面が「農奴」が「階級闘争」で獲

得した「耕作権」一般等ではないことは確かだが、しかし反面、田面が佃戸自立経営、佃戸の下への実際の経営利益の帰属、その確保という局面を巡っても出てきていること、そうした局面ではまさに佃戸の（時に力ずくでの）現実利益確保の一側面として「田面」の主張が存在し、時にそこから新規の権利が自生することもあり得たのである。そこまで一概に否定する必要もない。逆に言えば、視野を個別田主佃戸の二項関係に集約し全ての佃戸権利を田主業主権から演繹的にのみ構成した（それ以外の佃戸権利の存立を論理的に許さなかった）ことの制約がこうしたところに現われる。

そしてそう考えて来ると、本書の特徴をなす田面慣行形成の動力についての特有の理解方法も相対化を余儀なくされよう。これが第三の問題点である。即ち氏は、佃戸耕作権的な動き、佃戸の側で自生的に権利形成に向かう動きの史料全てを否定し（つまり地主ばかりか佃戸も自分で新しい社会状況・経済情勢に対処していたのだという側面を徹底して無視し）た上で、田面制を全て田主の便宜に基づき田主の利益に叶う限りで田主がやらせた制度なのだと言う。しかしそう言う必要は何処にあるのか。

上記の側面を勘定に入れるならば、事態の全体は寧ろ次

の様に特徴付けられる。即ち、趨勢変容の動力は（草野氏も寄生地主制の成立条件として正しく挙げる通り）佃戸経営の自律化・自立化、土地の耕作経営が一定の生産機具と種子等の資本を持つ佃戸に一括して任せられた地主は具体的な土地経営に参画せず収租のみをこととする状態、それを担い得る佃戸（及びそれに対応して経営を佃戸に任せるといふ選択をする田主）の社会経済的な大量出現にある。それに伴い、それに見合った形に租佃関係のあり方を再編すべく田主・佃戸双方で色々な動きが起つて来る。一方では、その事実に基づき該地経営を自己の経営体と見なした上で、その自己の経営下に（或は自己の勤労により、或は外部的な経済状況変化により）発生しかつ当面帰属する（この仕組みの下では否応なく事実として一旦そこに帰属してしまふ）固有の経営利益を確保すべく、退佃奪佃時に田主・後佃に対して様々な利益確保・権利主張を行なう現耕作者・佃戸の動きがある。他方では、そうした自立経営をする佃戸を用いることを前提にした上で租佃関係をどう組み立て運営し、かつ土地経営を巡る価値上昇を如何に定期的に田主の下に回収して行くか、新規の租佃経営形態を模索する田主の動きがある。押租はその典型的な方策である。佃戸経営自立化・田主不在地主化に対応して、欠租子防手段を

求める田主（そして後には土地経営から商業金融へ関心をシフトさせた田主）の側から押租制度が導入され、それに伴い租佃関係に「典」に類した物権的性格が、或は無意識の内に侵入し、或は新たな田主佃戸関係を統制するに適當な絆として意識的に導入される。しかし更にその押租制を巡っても佃戸側での固有の動きは起り得る。佃戸間での押租をやり取りしての交代関係の形成とその授受金額の實質的添増は、結局は巡り巡って上記佃戸主張の足掛りともなる（氏の議論でもこの事實は、押租に「肥培工本」が結びついた状態として位置づけられるが、それらは後佃が前佃投下の工本を田主に代わって肩代りしてくれる便利な制度という側面でのみ理解される。最後につけが回ってきた田主が現実に苦しんでいるというのに）。それに対する田主側の対策の一つとして、ともかくにも授受金額の少額化・定額化を図ることで佃戸の主張根拠を一つ一つ潰し、何とか事態の進行を押しとどめようとする動きも行なわれる（例えばそうした対応の代表事例として「江南徴租規條」があるが、氏は「此処で問題とされる田面は、頂首 \parallel 押租田である。押租は佃租の保証金であるから、その金額が多いほどに業主の収租は楽なはずである。佃租を滞納した佃戸を直ちに追放できるように頂首の価格を一年の租額程度

に抑え……でも、それは何の益もなく、ただ官府の權威主義、報復主義を満足させるだけである。地方官のこの種の田面論は屢々史籍に伝えられているが、このような行政的関心より生ずる權威主義的報復主義的発想に惑わされて田面の正体を見誤ることのないよう、注意が肝要である」という想定を対置して、その「現実性」の否定の方に忙しい。そしてこうした互いの機先を制せんとする主佃両者の動きの中で当然様々な不調整部分・コンフリクト、そして様々な妥協が成立ち、地域地域によって異なる落ち着き所のバリエーション、再び一応の安定を得た新配置の幾つかの形が生まれる。そしてその一極として、佃戸耕作経営の正当性自体が田主業主権と切り離されて独立の対世的な弁証關係を持ち、それが次々に引き継がれて行く（即ち当時の社会的了解では「所有」物となる）事態、「田面」が登場する。田面主からの収租の形のみ当該土地経営を行なう正当性の側は「田底」となる。かくして租佃關係はそのままで同時に所有關係ともなる。反対に言えば、単位化された固有の経営収益を巡り安定的な正当性授与の社会的連鎖が出来たときにはそれを「所有権」の列に加えるという中国近世土地法の論理構造が受け皿として先ず在り、その中に佃戸土地経営も社会経済的変転の中ついに参入するに至

る（税糧回避を巡り作られた一田両主關係についてもやはりこの事情は共通する。税糧回避を目指す人々が、単なる脱税事件としてではなくまさに地権分化の形式でそれを行なった、またそれを行いたのも、それを支えるこの共通の社会的受け皿あつてのことである。税糧回避目的だと言うことを述べればそれで全問題が解決したと言うわけではない）。それが事態全体の見取図ではないのか。

それ故、たとえ草野氏の言う通りに、その挙げ句に出来た最終的配置が（「田面」という極限形態まで含めて）地主層にとつて全面的に有利なものであつた（或る地域においては確かにそういう事もあつただろう。後述する通り所詮対応の問題である）としても、だからといって最初から地主層が自己の利益のために全てを仕組んだ、と言う必要は全然ないのである（そうした歴史理解の手法を政治家は「陰謀史観」と呼ぶ）。むしろ事態の中心線は、社会経済の変化の中で個別主体が決断と行動を繰り返す中、土地と労働の組合せ、単位経営体の組み上げ方、その収益帰属・収益配分のタイトルとしての権利編成が（所有権レベルまで巻き込んで）長期的に変容して行く様として見ることが出来、またそう見た方が起る事態の全体のバリエーション（個別的短期的には佃戸に有利なことも起つた）地主に有利な

ことも起つた)が穏やかに位置づけられるのではないだろうか。

そしてこうした混乱が生じた背景には、恐らく「権利」というものの一般の理解についての特定の偏り(或は夢)があるであろう。これを氏の論述の第四の問題点として挙げよう。即ち「耕作権」論者達は、佃戸が耕作の「権利」を得ることで一方的に地位安定・地位上昇に向かうという方向のみを構想した(というより、権利の性格や基礎付けといった議論・反省を全く持たぬままに、もつと單純素朴に佃戸の地位が安定すること一般を無構造的に「耕作権の確立」と呼んできた)。それに反発した草野氏は、その構造化を一定程度進めながら反面では、そうした「耕作権」を持つ佃戸の現実的窮状、その「権利」の果した機能の一面を(そしてそののみを)列挙し「こんなものまでを果して権利と呼ばねばならぬのであろうか」と呼号し、その利益関係から逆算して、今度はそれら全てを田主が作った畷と理解する。しかし何の事はない、或る特定社会階層にとつて「有利なこと」が「権利」だという権利理解は両者に共通したものであり、権利観に関しては両者はコインの表裏である。しかし「権利」、特に私法的な権利というものはそもそもそういうレベルの話なのか。

そして実際、旧中国土地法・租佃関係を巡り現実にあつた「権利」の性格はより「編成的」なものであり、「操作的・道具的」なものであつた。佃戸耕作の権利の基礎付けの變化(従前の・田主個人への人的依存関係に基礎を置く租佃契約のあり方と対比して言うなら、その「客観化」「対世化」「物権化」も、大局的には直接耕作者こそが土地の主人であるべきだという社会哲学上の變化に基づくのではなく、むしろ租佃関係の組み立てが、社会经济状況の變化に連れて、田主の経営内編成の問題から、田主佃戸の二つの経営体間の編成の局面へ移行したことの産物である。編成方法の變化である以上、固定的にどちらが有利不利な制度と云うこともない。というより人々はその様に動いたのであり、所詮長期的にはその有償化に見合うほどの有利さしか存在しない。またその何が「有利」かというレベルで見た場合も、例えば租負担の定額化といった事實は一面では佃戸自律経営の基礎だが、他面では豊歉を巡る危険負担の押し付けでもある。また定額租負担付きの土地経営の権利が田面という所有対象として単位化されることは、一面ではそれを所有する佃戸が経済価値上昇時にその利益を確定的に手にし得ると言うことだが、他面では例えば穀価低落時ににおける土地経営総体の価値下落時のリスクを負わされるとい

うことでもある。そこにあるのは言わば「利益と危険のパッケージ」の作り方の変化なのである。自立には自立の、所有には所有のつらさが存在する。そしてそうした変化した社会的現実を当時の人々が観念的に整序する枠組み、更にはそれを用いて社会関係を操作し新たに作り上げて行くための道具として、田面なり田底なりの権利概念が作り出され実用される。

ただ勿論、そうは言っても当然事態の推移が非制度的に進んだため、移行期には事態を先取りし強行した一方がたの只儲け・他方における只損も起り得る（そしてそのチャンスが事態の進行を更に推し進めもした）。安定はなかなか容易には訪れない。また後代整備の試みがなされるとはいえ、旧中国社会には人的関係に無い間柄で単純な債権（例えば欠租）を回収する手段がもとより乏しい。佃戸自立化・田主不在化に対応して否応なく物権的編成に移行しても、その租佃関係を現実に戻させるには様々な困難があったであろう。それに乗じた様々な逸脱があり、又それを防ぐべく様々な（そして時に非常に強硬な）対策が講じられる。当然その中では田面とて終始安定した枠組み・ニュートラルな概念であった訳もない。

しかし逆に言うならば、それらはむしろ当時の租佃関係

が既に諸々の権利による編成としてあったからこそ起った問題なのであり、それ故その考察も、その事実を正面から認めた上で、例えば当時における「権利」の存立構造の特性（その構造的な不安定さ・非制度性。その生成と流動の構造論）、或は当時における権利実現方法の特性（そこにおける私的暴力と公的暴力の関係、暴力と公論の構造論等々の形で順次解かれて行くべき問題である。形式論理に固執することもない代りに、また全てを實質論に帰することも無い。そして当面明らかなきことは、そうした果てしの無い攻防の中、しかし趨勢としてはこの新しい形式が、社会経済状況に適合したものとして、租佃関係を結ぶに際して選択肢の一つとして取り得る様な行為類型、つまり一つの権利の形として社会の中に定着し利用されていったという事実である。「田面」は、そうした歴史の一局面として、中国近世に現われた。

さて以上に、評者なりの、本書の位置づけを行なった。しかし出来上がったものは、意を尽くしたという状態からはほど遠い。

第一に、ここで書評の対象としているものは、二十年近い年月を費やして練り上げられた非常に多岐に互る巨大な

議論である。もとより批判し尽くすのは難しい。また膨大な史料を渉獵した上での一、二百頁を越える記述である。評価し尽くすのも難しい。本評でも多数の興味ある論点を触れ残さざるを得なかった（本書は面白いテイテールを実に多く含む）。やむを得ぬこととは言え、その点は著者と本評読者にお詫びしなければならぬ。

また第二の問題として、著者は本書の末尾の注記の一つで、著者前著に対する各種書評に不満を述べて「批評家の高みに身を置いたからと言って、自分で調査したことのないものまで急に覚えてくるわけではないだろう」と言われている。抽象論としては勿論正しい。また続けて「著者の立場から言えば、書評はやはり著者の言うところを理解しようと思ひ、また実際に理解できる人に依頼して欲しいものである」とも言われる。その気持ちはよく分かる。そこで評者は評者なりにそれに努めた。しかしこの紹介と批評も恐らく著者を十分には満足させないであろう。

そこで評者は「理解する」というのはどの様なことなのだろう、と考えてしまう。例えば小規模には、評者が本書を「理解」するということ、例えば大規模には、草野氏が「田面」というものを「理解」するということ。何がどうなれば「分かった」というのか、基本的にそれは各人固有

であり、そして評者としては、とりわけ「理解」の構造までもが問いの対象となり得る人文的な学問においては、その各人固有の「理解」の水準を愚直なまでに保持し、それに向かって各々考えを進めて行くことが大切であろうと考えている。本書はまさに草野氏のそうした孤立的な（凭れ合うことを嫌った）営為の結実である。「物質的基盤」に行き着いたときに、草野氏はそこで初めて田面が自分なりに「分かった」と思われたのであろう。その営為は貴重である。ところがその「理解」が今度は（恐らくその固有性の故に）評者を全く納得させないのである。難しいものだ。しかもその「理解」は（恐らく深すぎて）個別的論理的な批判を超越している。こうなれば、フェアなやり方としては、対象事態に対する自分なりの別個の「理解」をそれに並列的に対置する他ないだろう。書評としては幾らか奇妙なものを書いてしまったが、そういう事情である。そして評者としては、結局はそうした作業が草野説を「理解する」ということなのだろうと今は考えている。読者各々が、直接本書に当たり様々な形でそうした作業を行なってくれることを評者は望んでいる。

【なお評者自身の田面に関する考えを示した論文として

「田面田底慣行の法的性格——概念的検討を中心にして」
（『東洋文化研究所紀要』第九三冊、一九八三年）、『崇明
県志』にみえる「承佃」「過投」「頂首」について——田面
田底慣行形成過程の一研究」（『東洋文化研究所紀要』第九
八冊、一九八五年）が、そこで形成された視野を更に広げ
て中国近世土地法觀念の全体についての見通しを述べたも
のとして「中国近世における自然の領有」（『世界史への問
い』第一巻、岩波書店、一九八九年所収）が、また清代土
地法における「慣行」と「権利」の性格に関する見通しを
述べたものとして「清代土地法秩序における「慣行」の構
造」（『東洋史研究』四八卷二号、一九八九年）がある。各々
参照して頂ければ有難い。」

（草野靖著『中国近世の寄生地主制——田面慣行』、二二一—
一一三八—三三頁。一九八九年二月発行。汲古書院。一五、
〇〇〇円）